

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第28回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成28年9月8日（木）18時～20時5分	
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室	
出席者	委員	出席委員 5人 委員長 武田 真一郎 委員 副委員長 井原 秀憲 委員 委員 飯島 康 委員 菅原 温子 委員 本木 紀彰 委員 欠席委員 0人
	担当課	経済課長 高橋 啓之 経済課産業振興係長 鈴木 拓也 経済課産業振興係主事 大久保 知佳
	事務局	企画政策課長 三浦 真 企画政策課企画政策係長 古賀 誠 企画政策課企画政策係主任 高野 修平
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 平成28年度 諮問第2号 東小金井事業創造センターの指定管理者候補者の選定について (2) その他 3 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第28回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成28年9月8日(木) 18時～20時5分

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

出席委員 5人

委員長 武田 真一郎 委員

副委員長 井原 秀憲 委員

飯島 康 委員 菅原 温子 委員

本木 紀彰 委員

欠席委員 0人

担当課職員

経済課長 高橋 啓之

経済課産業振興係長 鈴木 拓也

経済課産業振興係主事 大久保 知佳

事務局職員

企画政策課長 三浦 真

企画政策課企画政策係長 古賀 誠

企画政策課企画政策係主任 高野 修平

(18時開会)

◎委員長 ただいまから第28回指定管理者選定委員会を開催いたします。

それでは、議題に入ります前に、事務局から本日の進行についてご説明をお願いいたします。

◎三浦企画政策課長 それでは、改めまして、お足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の進行等について説明をさせていただきます。

本日は、東小金井事業創造センターの指定管理者候補者の選定についての諮問をさせていただきます。書類審査による第1次審査を行います。第1次審査の資料につきましては、事前に各委員の皆様にご送付させていただき、事前評価を行っていただいております。

なお、前回の選定委員会の中では、第1次審査で原則として3者程度に絞ることについて了承をいただいているところでございます。

今回、応募者につきましては3者となっておりますので、点数が極端に低いなど、特に審査上問題なければ従来どおり3者で第2次審査を行うこととさせていただきたいと考えている

ところでございます。

それでは、本日の流れでございます。まず、審査に先立ちまして、担当課の説明により、応募書類の不備、欠格条項の該当並びに明らかな虚偽の記載等について、ないことをご確認いただきます。ここで失格となった者を除き、第1次審査を行うこととなります。その後、評価項目につきまして大項目5項目ごとに、応募者の3者一括で質疑等を行っていただきたいと思いますと考えてございます。

なお、第2次審査候補者を選定していただくに当たりましては、応募者3者が第2次審査に進む場合は問題ないのですが、もし審査上問題がありまして2者に絞り込む場合には、選定から漏れた理由等々を明確にする必要がございますので、その場合は別途ご協議をお願いいたします。

◎**委員長** ありがとうございます。事務局の説明は終了しましたが、何か質問等はございませんでしょうか。

それでは、審査につきましては、ただいまの説明どおり、応募書類の不備等の確認、第1次審査、第2次審査という形式で行っていくことといたします。

それでは、議題に入りますが、平成28年度諮問第2号、東小金井事業創造センターの指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。

小金井市長代理として経済課長が出席しておられますので、諮問書の代読をお願いいたします。

◎**高橋経済課長** 本来でございましたら、直接市長から諮問させていただくところでありますけれども、本日は第3回定例会の開催中ということで市長の公務日程が重なっており、また、市民部長も同様となっておりますので、僭越ではございますが、経済課長の私のほうから諮問書を代読させていただきたいと思っております。ご了承のほどよろしくをお願いいたします。

小 企 企 発 第 1 0 4 号
平 成 2 8 年 9 月 8 日

小金井市指定管理者選定委員会
委員長 武田 真一郎 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 平成28年度諮問第2号

東小金井事業創造センターの指定管理者候補者の選定について

【添付資料】

応募した3者の申請書類一式

◎委員長 ただいま、市長から1件の諮問がございました。本件につきまして、市民部経済課から担当者にご出席をいただいております。

それでは、初めに、この間の募集等の経過につきまして、担当課から説明をお願いいたします。

◎高橋経済課長 それでは、諮問第1号、東小金井事業創造センター指定管理者募集に係るこれまでの経緯につきまして、簡単にご説明いたします。

まず、こちらの公募につきましては、平成28年7月19日に開催されました第27回指定管理者選定委員会におきまして、平成28年度諮問第1号により諮問し、ご審議いただきまして、7月21日付で認めていただいたものでございます。公募につきましては、平成28年7月26日から8月29日の期間で実施してございます。

募集の告知につきましては、指定管理者選定委員の皆様のご答申にて「多数の応募があるように広報活動の充実に努められたい」とのご意見をいただいたところでございますが、市報8月1日号及びホームページに募集の記事を掲載しましたのと、民間の指定管理者募集ポータルサイトなども活用させていただいております。また、結果は記事にはならなかったようではありますが、広報秘書課を通してプレスリリースなどの取組も実施をさせていただきました。また、告示については、小金井市告示第132号にて行っております。

現地説明会は、平成28年8月8日月曜日午後3時から実施をいたしまして、当日は4者の参加があった状況でございます。内容は募集要項の簡単な説明と施設見学でありまして、1時間程度で終了いたしました。

その後、応募に係る質問事項を平成28年8月9日火曜日から10日水曜日午後5時まで、電子メールで受付をしました。結果、21項目の質問につきまして、8月19日金曜日に質問者及び現地説明会出席者全員に電子メールで送付しています。また、ホームページ上にも回答を掲載してございます。

応募書類につきましては、8月22日月曜日から29日月曜日まで募集したところ、結果として3者の応募があったという状況でございます。

募集の経過については以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。

次は、応募書類の不備等の確認について、担当課から説明をお願いいたします。

◎高橋経済課長 次に、応募書類の不備等についてご説明いたします。申請書類の確認でございます。申請書類としては大きく9点あります。

まず、指定管理者指定申請書、欠格役員不存在誓約書、それから、登記事項証明書ですが、こちらは応募申込日前3か月以内に発行されたものであることをそれぞれ確認しております。それから、4点目といたしまして、納税証明書等ですが、申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税を証する書類について確認をしております。本日お配りしているこの3者のうちC者については、納期末到来につき未納分がございましたが、こちらは後日、領収書等で支払いが終了している旨を確認してございます。したがって、未納分はないということでございます。

5点目、申請者の概要がわかる書類。

6点目、定款、寄付行為、規約又はこれらに相当するもの。

7点目、指定管理者指定申請書を提出する日の属する年度の団体の事業計画書及び前年度の事業報告書。

8点目として決算報告書、こちらは直近3事業年度分。さらに、自己資本比率計算書も提出していただいています。

9点目といたしましては、指定管理者事業計画書（提案書）となっております。

申請書類は以上のとおりとなります。

最後に、事務局である企画政策課から、応募書類一式とともに送付させていただきました参考資料の説明をさせていただきます。

まず、A3の提案内容の一覧でございます。こちらは、取組を中心にピックアップしたものとなります。参考としてご覧ください。

次に、A4の資料、自主事業開催状況と東小金井事業創造センター利用者状況については、事業者の質問に基づき、ホームページ上に追加で資料として提示したものでございます。こちらも参考にご覧ください。

説明は以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、担当課からただいま説明がありましたように、応募書類について不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということです。この点につきまして、何か質問、意見等がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

では、特に問題がなかったということでしょうか。

それでは、応募書類の不備等の確認は全て行われましたので、第1次審査は応募があった3者で行いたいと思います。

なお、欠格役員不存在誓約書というのを出示していただいているのですが、これは他の書面で

真実かどうかを担保するのはなかなか困難であるため、第2次審査において委員長から再度口頭で確認するというにしたいと思います。この点について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、第1次審査を行うことにしたいと思います。この選定基準、皆様もかなり苦労されたのではないかと思います。

それでは、評価項目が大きく分けて5つに分かれておりますので、この大項目ごとに質疑を行っていききたいと思います。3者一括で項目ごとに審査を進めていききたいと思います。

まず、大項目1「事業者の現状と実績」について質疑を行いたいと思います。書類を審査されて疑問に思った点、あるいはご意見等がありましたらご発言をお願いしたいと思います。

◎委員 1つ確認させていただきたいのですが、A者が「NPO法人として認証、現在に至る」というふうに申請者の概要がわかる書類に記載してあるのですが、この申請者はNPO法人ということによろしいですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 NPO法人です。

◎委員 今回は、NPO法人であっても応募は可ということによろしいんですね。

◎大久保経済課産業振興係主事 はい。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 このB者はかなり大手だということですよ。

◎委員 そうですね。一般に収支のバランスの中で、経営が安定していて、今回の事業を受託するのに必要な事業の実績だったり経営の内容だったりというのがよくわからないので、ご専門の立場で教えていただけると大変ありがたいです。

◎委員 B者と比較するとA者は規模的にはそんなに大きな規模ではないですね。

◎委員 A者は規模が小さいので、今後、この事業を続けていくための財政的な基盤がしっかりしているのかなど、できればご専門の立場でご意見いただければありがたいなと思ったんですけれども。

◎委員 そうですね。財産の規模も小さいですし、ちょっとその辺が気になるころではありますね。

◎委員 よろしいですか。

◎委員長 はい、どうぞ。

◎委員 同じ意見となりますが、それともう一つは、人材的な面で、C者は最低限、資料を見ると4人なのか、4人プラスアルファがあるのかわからないところですが、A者はそういう人材的な記述というのが非常に弱くて。それと、事業規模といえますか、これはB者は断トツに大きい状況ではあるのですが、A者はそういう面でもちょっと、小さいなということで、そういう面での私自身の評価としては、ちょっとほかと比較して低いかなというふうに思います。

◎委員長 自己資本比率はA者が一番いいのではなかったでしたっけ。

◎委員 そうですね。規模が小さいので。本当に小さな規模でやられていると、自己資本比率というのは普通の大きな法人さんと同じように考えないようにしないといけない気はします。

◎委員 内容をお分かりになる範囲で教えていただきたいんですけども、A者の代表理事1名、それから理事3名、監事1名というふうになっているのですが、役員のほかにアルバイト1名在籍と書いてありまして、それで、中の財務諸表を見ると給与を支払っているというふうになっているので、普通のNPO法人でいくといわゆるボランティアで参加している理事みたいな人が多いんですけども、ここで、今回の事業をやる職員の方というのは、ご提案の中では何人で、具体的にどなたがおやりになるのですか。それがよくわかりませんでした。

◎大久保経済課産業振興係主事 提案書の内容から見て、具体的にどのの方が、実際に業務に当たられるかということまでは確認していないところでございます。

◎委員 現在も事業を行っていて、新しい事業をおやりになる中で、現状の人員でできるのかなとやや心配だったのですが、そこら辺は何かお話は聞いておりますか。

◎高橋経済課長 第2次審査の際に、直接応募者にご確認いただければと思います。

◎委員 現状ではいただいた資料の範囲だけしかわからないということですね。

◎委員長 申請書に書いていないことはわからないですからね。A者が規模的には一番小さいと。B者は、対照的に非常に大きい組織のようだと。

◎委員 ちなみに、このA者の平成28年3月31日の活動計算書は、計算が間違えていまして。21万6,000円ほど計算が間違えています。

◎委員長 申請書の記載が間違っているということですね。

◎委員 そうですね。数字が間違えているのではないかと。地域活性化サポート事業という箇所の合計欄が621万6,782円とならなければいけないのですが、600万782円になっていました。

◎委員長 そうすると、ほかにも間違いがある可能性もないとは言えないですね。

◎委員 あまり影響はないと思うのですが、多分、単純なケアレスミスだと思います。今まで皆さんがおっしゃっているように、さほど人材がないのかなと。

◎委員長 あと、それから基本的な進め方なんですけど、委員の皆様には既に送付された選定基準票に記入をしてきていただいていると思うのですが、ここでの議論を参考にして、直す必要がある場合は直していただくということになりますので、そのようにお願いいたします。今の話からするとどこかに影響しますか。

◎委員 そのこと自体はさほどどこにも影響しないと思います。

◎委員長 それでは大項目1について、ほかにも何かご意見はありますか。

◎委員 よろしいですか。

◎委員長 はい、どうぞ。

◎委員 B者について、ここは協同組合というような記述があるのですが、B者の組織という

のがどのような組織なのか。株式会社なのか、NPO法人なのか、協同組合なのか、よくわかりませんでした。

◎大久保経済課産業振興係主事 NPO法人です。

◎委員 NPO法人で協同組合ではないのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 はい。

◎委員 そうすると、ここに多種多様な事業、総事業費で約190億円の事業をおやりになっているのですけれども、これはNPO法人としてこの事業をおやりになっているということですか。営業概要の中に、事業実績平成28年度末現在で総事業費約190億円というふうになって、事業の内容が全部記載してあるのですけれども、これは全部NPO法人でおやりになっているのですか。

◎委員長 登記事項証明書を見ると、「次の特定非営利活動に係る事業を行う。」と記載されていますから、NPO法人でしょうね。

◎委員 この営業概要の「登録・許可等」で企業組合労協センター事業団というのが記載してあるのですが、NPO法人ということよろしいのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 はい。NPO法人ということで申請をいただいております。もし事業概要のところで、ほかの企業さんといいますか、ほかの団体も入っているのかというところにつきましては、第2次審査のほうで応募者にご確認をいただければと思います。

◎委員 A者とB者両方見てB者が極端に企業規模が大きくて、人数が多いのですけれども、その全体の組織が、今回のいわゆる受託者になるのか、この組織の中のごく一部のNPO法人がやるのかというのが、それがよくわかりませんでした。

それと、事業の内容も、どちらかということと社会福祉系の事業というのか、社会教育系の事業が多くて、起業支援やSOHO事業というのはほとんど皆無なので、これだけ大きい組織のところの方が事業をするのか、それともこの中からどこかまた別のNPO法人という組織が何か関連であって事業をするのか、そこら辺がよくわかりませんでした。それは第2次審査で聞かないとわからないということですかね。

◎委員 この大きな1つの法人の中の1事業として運営を行うというふうに考えているのではないかと思います。

◎委員 私もそう思ったのですが、事業のほとんどが社会福祉系事業で、いわゆるSOHO事業というのが全く記載がないので、関連して運営を行うのか、そこら辺がよくわからなかったところです。

◎大久保経済課産業振興係主事 こちらの営業概要につきましては、母集団の概要になっておりまして、そのうち一部のNPO法人が今回の事業の提案をしている形になります。

◎委員 そうすると、今回、具体的に当事業にかかわるものというのは、このうちのどこを見ればよろしいのですか。例えば事業の実績だとか、今までの取組の経過みたいなものは、具体的にどこを見ればよろしいのでしょうか。

◎鈴木経済課産業振興係長 B者の企画提案書に今回の運営に関する人員体制の記載がございます。文書でご提案いただいている内容で把握できるところは、記載されている内容でしかこちらでも把握していない状況になりますので、それ以上のことをお聞きいただきたいということであれば、第2次審査でご質問をいただければと思います。

◎委員 わかりました。

◎委員長 それでは、第1項目についてほかに質疑はございますでしょうか。ないようでしたら、後でまとめてやると忘れると思いますので、この第1項目について、もし既存の採点の修正をする必要があるかどうか、ご検討いただけますでしょうか。また後で総合的に議論する時間もとれるかと思しますので、次の第2項目「適正な管理運営の確保」に移りたいと思います。何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

◎委員 A者とB者に関して、基本理念のところ創業支援だとかK O - T Oだとかという言葉がなかなか見つかりませんでした。地域支援であったり、中間的な支援であったりということは記載があるのですが、当初の狙いの「創業」という文言が入っていなかったように見えたので、評価についてはそこを少し考慮したところがあります。

◎委員長 C者は具体的に触れていて、B者はいろいろと記載してありますが、直接あまり関係ないような気がします。

◎委員 そうですね。

◎委員長 A者は触れてはいるけど、具体的ではないという感じですね。

◎委員 B者はどちらかというと、地域の活性化というところに重きが置かれているという印象がありました。

◎委員長 そうですね。

◎委員 今回、B者については、この大きな組織の中でどういうやり方をされるのかわからないのですが、受けた印象としては、既存の事業体の経験を生かしてという、それはいいことだと思うのですが、それが本当に果たして、目的に沿うのかがちょっと疑問に思いました。

◎委員長 そうですね。K O - T Oと同種の事業というのは、必ずしも経験がないような感じもします。ここは抽象的な基準なので、なかなかどうともとれるようなところがあるので、差別化が難しいところはあります。この第2項目につきまして、ほかに何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

◎委員 今、どういうふうな形で入居者の審査をやっているかわかっていないのですが、A者とC者については、利用申請者の審査については点数制にしてやりますというところで、一応、公平なやり方に近くなるのかなという印象を受けました。

◎委員 私も同意見です。基準の点数とか考え方のポイントみたいところを具体的な点数であらわしているというのがA者とC者です。B者はそれがなかったという状況ですね。

◎委員長 それでは第2項目について、ほかに特にご意見がなければ、ご自身の採点を少し見

直す時間をとりたいと思いますので、ご検討ください。よろしいでしょうか。

それでは、第3項目「事業実施の方法」に移りたいと思います。ここはかなり具体的な運営にかかわる基準で、配点も大きくなっていますが、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

◎委員 選定基準の、「利用促進を図る具体的な計画があること。」というところの利用促進を図るという箇所ですが、C者はSNSを使ったり、外部ポータルサイトでの掲載であったりと広報手段をずっと述べています。A者とB者に関しては、こういう事業を展開して利用者を集めますよという意味での促進という記載で、ここではどちらを求めているのかなというのがわからなくて。

◎委員長 それは両方なんでしょうけれど。

◎委員 両方書いてあれば、本当は一番よかったのかなと。

◎委員長 だから、SNSなんていうのは広報の仕方だろうし、何を広報するのか、その広報すべき内容が実際の具体的な活動ということでしょうから。

◎三浦企画政策課長 担当課のほうで、定性評価になっていますけれども、補足で説明することはございますか。

◎大久保経済課産業振興係主事 「利用促進を図る具体的な計画があること。」というところですが、個室、シェアブース、シェアスペースという施設がございますので、そちらを利用していただきたいので、どのように入居してもらうかというところをまず知りたいというのが一つございました。

もう一つ、K-O-T-Oは、セミナーなどができるスペースがございますので、そういった形の利用促進というところもポイントになると思っております。ですので、2つの要素を入れていただきたいというところがポイントであります。

◎委員長 起業家育成支援のための施設ということなのですが、その一番重要な設置目的との関係で、具体的、現実的な提案がなされているのはどの応募者でしょうか。

◎委員 A者だけは新陳代謝の促進ということで、入居できる年数が最高3年なり5年なりということもあるのでしょうか、基本的にはなるべく早く独立していただくことを促進しますということで、常に面談をして、その独立がわかった段階での予定を踏まえて次の入居者を探すというところは、ほかにはない視点だなと思いました。

◎委員長 そうですね。

◎委員 本来の起業支援といいますか、創業支援というところは理にかなっているという気がしました。

◎委員長 逆にある程度一定期間落ちついてもらわないと地域に根づかないということもあるのではないですかね。今の実態はどうなっていますか。入居者は大体どれぐらいの期間この施設にいるのか、何か情報はありますか。

◎大久保経済課産業振興係主事 個室やブースに入られる方については、狭過ぎるといったよ

うなミスマッチがなければ、すぐに退去されるということはあまりないという印象です。

◎委員長 そうですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 シェアスペースに入られている方についてはまちまちで、開設当初の平成26年4月1日からずっとご利用いただいている方もいれば、数か月でお辞めになる方もいらっしゃるということです。

◎委員 B者の「地域との連携」で、NPO現代座との連携について「巡回食堂（子ども食堂・地域食堂）&困りごと相談会」への利用者の参加と記載がありまして、この事業とどこが関係するのかよくわかりませんでした。広い意味で施設を使っていたらいいという意味では、何となく当たらずとも遠からずかなと思うんですけども、この施設の本来の目的からすると、NPO現代座との連携というのは起業家支援につながるかよくわからないのですが。

◎大久保経済課産業振興係主事 NPO現代座さんとの連携に関して、特別何かがあるかというところについては、こちらはB者との関係性というところになるかと思しますので、把握はしていないところです。

◎委員長 地域との連携を重視するということを書いたかたのしょうね。子ども食堂なんて商売でやるわけではないでしょうから、起業とはあまり関係ないといえないですかね。B者は協同労働ということに力を入れているみたいですね。

◎委員 どちらかという労働というのが大ききなところに見えますね。

◎委員長 この協同労働に力を入れている法人なんですかね。

◎委員 パンフレットを見ると、何となくそんな感じがします。

◎委員 そういうふうに書いてありますよね。私は協同組合なのかなと思ったんですよ。

◎委員長 今、そういう活動はNPO法人でやるようになってきているのですかね。倒産した会社を引き継いで、自主的に営業を続けていくとか何かそういう活動を協同労働という形でやっているケースが結構ありましたよね。

◎委員 協同組合事業をずっと専門でおやりになっていたのかなという印象を持ちました。その中で、起業支援というのはSOHO事業と協同組合事業とでは、あまりなじみがないような気がしないでもないのですが、今回、逆に協同組合事業の一つの新しい形として、こういう起業家支援の事業にも取り組むのかなというのは思ったんですけど、今までのB者がやってきた事業と、これからKOTOで取り組もうとする事業の関連性というのは、いま一つよくわからなかったです。

◎委員長 しかし、今までやってこられた社会連帯活動の経験を生かして、そこから起業につながるっていくということで、今までの活動とのつながりは読めるような気もします。これは第2次審査に来ていただいたときに、そこで聞いてみる必要があるかもしれません。

あと、地域との連携とか情報発信というところも求められています。ですから、地域との連携も選定基準では重視されているということですよ。

◎委員 そういう意味では、B者はさまざまなネットワークをお持ちになっているみたいだか

ら、さまざまなところとの連携という意味では、B者は比較的得意かなという、そんな印象を持ちました。

◎委員長 それから、利用者の要望の把握とか業務の自己評価みたいなことも評価項目に挙がっていますが。

◎委員 自主事業についての企画の内容及び効果というのは、選定基準の「自主事業等の取組が優れていること。」という箇所になってくるのかなと思うのですが、A者が自動販売機の設置の検討と自転車の貸出しと記載があります。これは市側と検討して了承を得られればいいという話だと思うのですが、これ自体は可能なことなんでしょうか。

◎大久保経済課産業振興係主事 まず、自動販売機の設置につきましては、こちらは行政財産の目的外利用という形になるので、市の方と協議をして、設置は可能かというところを判断していくので、現時点で確実に可能ということは、ご回答は難しいと思います。使用につきましても使用料というものも発生すると思いますので、そのあたりは協議ということになると思います。

自転車の貸出しにつきましても同様でして、もし起業支援というものに非常に役に立つということであれば、実現の可能性を探っていくというところではあるのですが、基本的に協議をして決めていくと考えております。

◎委員長 C者も自動販売機と書いてありますね。

◎委員 そうですね。

◎委員長 ということは、今はないということですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 今はないです。

◎委員長 自主事業が自動販売機設置だけだとちょっと寂しいですよ。

◎委員 収入予定欄のところを見ると、C者は創業スクールでもって、90万円ぐらい入れていますね。

◎委員 自主事業ではB者はかなり強気ですね。順調に毎年伸びるという計算ですけども。

◎委員 団体の組織が大きく、ネットワークが非常に大きいから、空きがなく使ってもらえるという考えがあるのではないですか。

◎委員長 ここも具体的に見込みがあるのかどうかは聞いてみないとわからないですね。

◎委員 C者が郵便代行受けと書いてあったのですが、それというのは特に問題はないわけですね。

◎大久保経済課産業振興係主事 現在シェアスペース利用の方についてのポストというのが一括で、K O - T Oのポスト1つに入るような形になるので、こちらを指定管理者が一度預かって仕分けをするという作業をしてございます。こちらの提案は荷物についても代行を行うというようなことだと考えております。

◎委員 今も有料でされているのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 無償か有料だったかというところについては確認が必要にな

ります。

◎委員 宅急便などの印鑑を押してということはされてないということですね。

◎大久保経済課産業振興係主事 おそらく現状そちらまではやっていないものと把握しております。

◎委員長 管理人室があつて常に誰かがいるのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 はい、おります。

◎委員長 宅急便が来たらそこでは受け取れないのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 基本的には、個室シェアブースの方を呼びに行つて、そこで直接受け取ってもらっているというようなことです。

◎委員長 いなかったら不在再配達で帰るのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 はい。現状は、そのようになっていると把握しています。

◎委員長 それも非効率な感じがしますよね。

◎委員 そうですよね。受付のところで荷物を代理で預かるというのは、クリアしなければいけない法令とかがあるのですか。それとも利用者の同意さえ得られればいいのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 預かり事業について法令上問題がある部分があるかということについては、現状、回答をいたしかねるところであります。実際そういったことを行うとなった場合は、他市事例等を調べまして、法的に問題がない場合は、利用者との間の取り決め上では必要かと思いますが、実施していただけるかなと思っております。

◎委員 実際にできるのかなという心配はあるのですが、A者が自主事業については随分頑張っておられるなど。金額面ではなくて、資料の中では、起業支援とかセミナー等、仲介支援等というところで、商店街、商工会、公的支援機関など、これをどこまで実現させるのか、大変だろうなと思ひながらみえています。

◎委員長 出張講座のためのシェアスペースの貸出しはできるのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 シェアスペースの利用時間というのは、東小金井事業創造センター条例午前10時から午後6時までという形になっておりまして、それ以外の時間、夜間ですとか休館日につきまして、貸し切り利用というものが可能になっております。

◎委員長 その時間を使えばできるということですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 空いている時間に、施設の利用者の方であれば、例えば講座ですとかセミナーとかそういったことをしていただくことは可能となっております。

◎委員長 物理的にも制度的にもこういう自主事業はできるということですね。

◎大久保経済課産業振興係主事 開館時間外に利用促進を図っていただいて、こういう形で使っていただければ収入なども上がっていくというようになると思います。

◎委員長 ここは皆さん頑張っているいろいろ考えていらっしゃるようなので、全部よく見えてきますね。

それではほかに、第3項目について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

◎委員 自主事業に関して、K O - T Oを舞台にしておやりになるわけですね。その内容というのは、特別に制限というものは全くないのですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 基本的には起業家育成支援施設ですので、目的から逸脱したような内容になってしまうと実施は厳しいと考えております。

◎委員 B者は、例えばシンポジウムとか講演会を毎月やりますと記載していますが、その内容について、施設の設置目的に適合しているかどうかみたいものというのは、市のほうであらかじめ企画書なんかをチェックしてとか、そういうことはするのですか。それともそれは、逆に事業者の責任の範囲でやっていただくのかどちらでしょうか。

◎大久保経済課産業振興係主事 使用する際に指定管理者に申請をいたしますので、市で確認というよりは基本的には指定管理者のほうで確認というような形になります。市につきましては、特に申請や企画書などを出してもらっているということはありません。

◎委員 例えばシンポジウムなり講演会の内容を見て、その設置目的に合っているかどうかというのは指定管理者の権限の中で判断するという形になるわけですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 企画書まで出してもらっているかというところについては、おそらく提出まで求めていないものと把握しているのですが、どういった事業を行うかといったところは施設の目的に逸脱してしまうと問題になるので、そこについてはきちんと管理をしてもらっているとは把握しております。

◎委員長 あまり干渉すると指定管理者を指定した意味がなくなってしまうからね。

◎委員 先ほどのお話にもありました自主事業に関して、B者はすごくよく、右肩上がりだと。内容を見てみると、毎月1回シンポジウムや、講演会を行うと記載があるので、簡単に言うと、貸し館事業みたいなことをお考えになっているのかなと思いました。それも特別問題がなければいいということなんですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 外部の方に貸し館をされるというところは想定していないので、基本的には入居されている方、登録されている方がご自身のセミナーですとか、そういったことをやられるという想定で作られているものではないかと思えます。

◎委員 このシンポジウム、講演会という記載が多いので、一般的に言うと、直接的なのか間接的なのかわかりませんが、毎月ある程度一定の人数を集めてシンポジウムを開催するのかなと思いました。

◎大久保経済課産業振興係主事 失礼いたしました。B者の自主事業収入のところのシンポジウム、講演会という記載箇所についてですか。

◎委員 はい、講演会ですね。

◎大久保経済課産業振興係主事 こちらについては、貸し館というよりは指定管理者の方が起業、創業に関するシンポジウム、講演会、セミナー、学習会、展示会などを施設でやられるというようなところで想定をされているのではないかと考えております。ただ、基本的には、B者の提案内容になりますので、詳細につきましては第2次審査のほうで聞いていただければと

思います。

◎委員 はい、わかりました。了解です。

◎委員 B者の事業計画のとおり毎月実施するとなると、外部の人ばかりを対象とした講座をやることも可能になりますよね。

◎大久保経済課産業振興係主事 外部の方向けのセミナーということは確かに仕組みとしては可能となります。

◎委員長 逆に内部の人だけにとというのはちょっと考えにくいかもしれませんよね。いろいろな業種があるでしょうし、ギャラリーも限られ、参加料もとれないでしょうし。だから、内部の人でも外部の人でも来られるような講座を開催するのかと。

それでは、時間も大分たちましたので、第3項目について評価の見直しが必要であればご検討ください。よろしいでしょうか。

では、引き続き第4項目「安全で安定的な施設運営の継続的提供」について質疑をお願いいたします。

「適切な職員配置」というところが、C者以外は具体的によくわからないということでした。管理人室みたいなどころがあるわけなんですよ。

◎大久保経済課産業振興係主事 はい、ございます。

◎委員長 そこに誰か1人が常に勤務しているというイメージですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 誰か1人は必ず常駐しています。

◎委員長 それが、どこのどの人が来るのかよくわからないと。

◎大久保経済課産業振興係主事 必ず毎日同じ人がいるとは限らずローテーションでやっているという可能性もあります。

◎委員長 現状はどうなんですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 現状はローテーションです。基本は、固定に近いスタッフの方はいるような形ですが、不在の際に別の方で対応しているような状況です。専門家の方は毎日いるというよりは時々出られているときなどもございます。

◎委員 仕事の内容からいったら、2人、3人いてもやることがない。利用者は自分の仕事をしているわけだから。

◎委員 C者の支出についてというところを見ますと、人件費はやはり運営責任者も専門職のスタッフもそれぞれ月額2割とかいう積算の仕方なので、完全にもう、この人たちはそのぐらいしか従事しないというのが前提な感じですよ。ほかはどういうふうに積算しているかわかりませんので、C者だけがそうだとということでもないのかもしれませんが。

◎委員 C者については人件費の計算は今おっしゃったとおりなんですけれども、人員体制について月曜日から金曜日の午前9時から午後6時まで勤務することになっています。

◎委員 みんないるみたいに見えますよね。

◎委員 賃金の計算がちょっと違うなという印象です。

◎委員 多分スタッフの1名だけが常時いて、あとはこの間で来ますよということなんではないか。

◎委員 そうなんでしょうね。

◎委員長 ほかのところも掛け持ちで担当しているのですかね。それほど人数が多いわけではないですから。

それでは、第4項目につきまして、ほかに何かご意見、ご質問はございますでしょうか。ないようでしたら採点の見直しをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、最後の第5項目「効率的な運営」ですが、質疑をお願いいたします。収支の見込みというのは素人にはよくわからないのですけれども、これは非現実的だとか非常識だというのはないですか。

◎委員 実際できるのかなというのもありまして、例えばB者の言われているように、本当にこんなに多くの自主事業ができるのかなというのは思いました。

◎委員長 それも実際に第2次審査で聞いてみないとわからないですね。

B者は経費縮減について非常に詳しく記載していますね。

◎委員 C者のごみ削減のところで、ごみ箱の廃止、検討と書いてあるのですが、これは現状、ごみというのはごみ箱が設置してあって、そのごみは事業系のごみで出しているということですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 現在、施設内にごみ箱を設置しており、利用者が捨てられたごみについては、事業系のごみとして、有料のごみ袋で捨てているものと思います。

◎委員 それは利用者がそれぞれですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 いえ、現状はまとめて指定管理者が捨てているのではないかと思います。

◎委員長 事業系一般廃棄物なんですか。産業廃棄物ではないですよ。

◎大久保経済課産業振興係主事 産業廃棄物ではないです。

◎委員 A者に関して、補助金事業50万円から100万円というのが自主事業の中で予算化されています。補助金事業という収益は何なのかと、聞いてみないとわからないですか。

◎大久保経済課産業振興係主事 こちらもA者の提案内容ですので詳細は第2次審査で聞いていただくことになります。利用者の方の補助金をとってあげるというよりは、創業支援に関する補助金制度が現在、国や東京都でございますので、そういった補助金を活用して、指定管理者がセミナー、講演会等を実施するのではないかと思います。

◎委員 そういうことですか。

◎委員長 補助金をもらって自主事業をするということができるとのことですね。

◎大久保経済課産業振興係主事 そういうことではないかと考えております。

◎委員長 収入で一番重要なのは利用料金でしょうけれども、各者、利用料金の考え方が出ていますが、これでいくと利用料金は現状と比較して変わらないのか、上がったたり下がったりす

るのか、どうなんですかね。

◎大久保経済課産業振興係主事 現在の個室、シェアブース、シェアスペースの料金形態につきましては、この項目を見る限りだと、A者、B者、C者、いずれも現行どおりとなっています。東小金井事業創造センター条例で利用料金の上限が決まっており、現在条例の上限いっぱいの金額で個室につきましては月々3万5,000円、シェアブースについては月々1万8,000円となっています。シェアスペースにつきましては月々8,000円、1日のみの限定利用の場合は1,000円となっています。

◎委員長 利用料金はあまり動かしようがないということですかね。

それでは、第5項目についてほかに何かご意見、ご質問はございますでしょうか。ないようでしたら、採点の修正をお願いいたします。第5項目の修正はよろしいでしょうか。

以上で本件についての質疑は終了いたします。今までの質疑等を踏まえて、採点の点検を再度お願いいたします。修正される場合には修正前の評点を二重線で消していただいて新しい評点を書き加えていただくようお願いいたします。

終了した方は、事務局が回収しますので、挙手をお願いします。集計いたしますので、しばらく休憩いたします。

(集計・休憩)

◎委員長 それでは再開いたします。集計結果について事務局からご報告をお願いします。

◎三浦企画政策課長 東小金井事業創造センターの指定管理者候補者の選定に係る第1次審査評点票の5名の委員の皆さまの合計点につきましてご報告します。

候補者A311点、候補者B334点、候補者C359点となりました。

以上の結果、合計点数の高い順は、C359点、B334点、A311点となりました。以上です。

◎委員長 事務局からご報告がありました。あまり大きな差はありませんので、3者で第2次審査を行うこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。次に、第2次審査を行う際の具体的な審査方法について協議します。

第2次審査につきましては、提出書類の補足的説明15分、質疑20分、審査10分の1者当たり合計45分としたいと思います。

また、各者の呼び出し時刻は、申請書の提出順(ABC順)とし、各者の説明員は2人までということで、第2次審査を行っていききたいと思います。

なお、前回も確認させていただいていますが、説明に当たっては、パソコン等の使用は認めないこととし、また、要約版等の追加資料の配布も認めないこととします。

以上よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、第2次審査の審査方法につきましてそのように決

定いたします。

選定方法については、評価項目及び配点とも、第1次審査と同様の評点票を使用し、候補者からの補足的説明及び質疑を踏まえて再度、採点していただき、点数が極端に低い等の問題がなければ、5人の委員の合計点の一番高い順に、1位、2位としたいと思います。問題がなければ、第1順位者を指定管理者候補者に選定したいと思います。その際には、その選定者の特に優れている点2つか3つと要望があれば要望を挙げていただき、意見として付す形としたいと思います。それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、選定方法につきましてはそのように決定いたします。

次に、次回の委員会開催日等についてです。日程につきましては、第29回指定管理者選定委員会は平成28年10月13日木曜日午後2時から、場所は小金井市役所本庁舎3階第一会議室です。議題は「東小金井事業創造センターの指定管理者候補者選定(第2次審査)」となり、応募者に来ていただいてプレゼンテーションをしてもらうこととなります。

この第2次審査についてですが、各者の呼び出しの時間につきましては、1番、A者が午後2時から。2番、B者が午後2時50分から。3番C者が午後3時40分からといたします。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。日程につきましては、そのように決定します。

次に、その他でございますが、何かございますでしょうか。

(特になし)

◎委員長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって閉会します。お疲れ様でした。

(20時5分閉会)